

## 事業主向け

給付 (うけとる)	売上が <b>50%以上減少</b> <b>持続化給付金</b>
	*売上が <b>30%以上50%未満減少</b> <b>中小企業緊急支援金</b>
	雇用維持のため <b>休業手当を補償</b> <b>雇用調整助成金</b>
	学校等休業を補償(雇用労働者向け) <b>小学校休業等対応助成金</b>
	学校等休業を補償(フリーランス向け) <b>小学校休業等対応支援金</b>
	* <b>新しい取組を始める</b> 事業主を支援 <b>新たな経営革新の取組支援</b>
	* <b>テレワークを実施する</b> 企業を支援 <b>テレワークの導入支援</b>
* <b>宿泊事業者の感染予防策</b> を支援 <b>宿泊事業者の感染防止対策支援</b>	
* <b>需要が激減中の花の消費</b> を支援 <b>花き消費促進緊急対策</b>	

上限: <b>中小企業 200万円、個人事業者 100万円</b> 対象: 売上が前年同月比で <b>50%以上減少</b>	九州経済産業局相談窓口 ☎ 092-482-5495
法人: <b>上限 50万円</b> 個人事業者: <b>上限 25万円</b> 対象: 売上が前年同月比で <b>30~50%減少</b>	福岡県 「中小企業緊急支援金相談窓口」 ☎ 0570-094-894
対象労働者: <b>1人1日8,330円上限</b> 助成率: <b>中小企業 9/10 大企業 3/4</b> ※ 休業補償6割を超える部分は10/10 助成	福岡労働局 「福岡助成金センター」 ☎ 092-411-4701
対象: 小学校休業等で労働者が有給休暇を取得 助成額: <b>1日8,330円</b> を上限で賃金相当額助成	学校等休業助成金・支援金等 相談コールセンター ☎ 0120-60-3999
対象: 小学校休業等で休業したフリーランス 助成額: <b>1日4,100円</b>	
対象: 売上高が前年同月比 <b>15%以上減</b> の事業主 ※ デリバリー・テイクアウトなど新規事業を広く支援 給付額: <b>上限 50万円 補助率 3/4</b>	福岡県新事業支援課 ☎ 092-643-3449
対象: 売上高が前年同月比 <b>15%以上減</b> の事業主 補助率: <b>国の補助 2/3 → 国+県の補助 3/4</b> ※ 国の「IT導入補助金」に上乘せ	福岡県中小企業振興課 ☎ 092-643-3425
給付額: <b>上限 50万円 補助率 3/4</b> ※ 福岡・北九州の両政令指定都市を除く	福岡県観光振興課 ☎ 092-643-3456
店舗等で飾る花: <b>上限 2万円 / 月 補助率: 2/3</b> 花き産地が地元公共施設で飾る花: <b>1産地 27万円</b>	福岡県園芸振興課 ☎ 092-643-3574

貸付 (かりる)	<b>新型コロナウイルス感染症特別貸付</b>
	<b>新型コロナウイルス対策マル経融資</b>
	<b>セーフティネット補償(4号・5号)危機関連保証</b>
	*福岡県制度融資「 <b>新型コロナウイルス感染症対応資金</b> 」
*福岡県制度融資「 <b>緊急経済対策資金</b> 」	

対象要件: <b>売上高が 5%以上減少</b> 融資利率: <b>中小企業事業 1.11% (上限3億円)</b> <b>国民生活事業 1.36% (上限6千万円)</b> 融資期間: <b>設備資金 20年・運転資金 15年以内</b>	日本政策金融公庫 ●福岡支店 ☎ 092-431-5296 (中小企業) ☎ 092-411-9111 (国民生活) ●北九州支店 ☎ 093-531-9191 (中小企業) ☎ 093-541-7550 (国民生活) 事業資金相談ダイヤル ☎ 0120-154-505
対象要件: 商工会等の経営指導員の指導を受け、かつ売上高が <b>5%以上減少</b> 融資利率: <b>1.21% (上限1千万円)</b> 融資期間: <b>設備資金 10年・運転資金 7年以内</b>	福岡県信用保証協会 ☎ 0120-112-249 ※ 取引中の金融機関でも応相談
返済困難の際、県信用保証協会が債務の肩代わり 売上前年比 <b>15%以上減: 100%保証</b> <b>5%以上減: 80%保証</b> ※ 下記の「福岡県制度融資」受けるために必要です	
対象要件: <b>売上高が 5%以上減少</b> 融資利率: <b>1.3% 保証料率: 0%</b> ※ 諸条件あり 限度額: <b>3千万円以内 融資期間: 10年以内</b>	福岡県庁新型コロナウイルス経営相談窓口 ☎ 0120-567-179
対象要件: <b>売上高が 5%以上減少</b> 融資利率: <b>1.3% 保証料率: 0%</b> ※ 売上15%以上減 限度額: <b>1億円以内 融資期間: 10年以内</b>	

猶予	社会保険料の支払いができない方へ <b>健康・厚生年金保険料猶予制度</b>
----	---

事業の停止・著しい損失などがあった場合に、保険料の納付が猶予されることがあります	健康保険協会(福岡支部) ☎ 092-283-7621 日本年金機構(直方事務所) ☎ 0949-22-0891
--	---

## 個人向け

給付 (うけとる)	子育て世帯に対して <b>子育て世帯臨時特別給付金</b>
	住居の確保をしたい(主に失業者) <b>住居確保給付金</b>
	住民基本台帳記録のすべての人に <b>特別定額給付金</b>
家計が急変し <b>学費が払えない</b> <b>日本学生支援機構 家計急変 給付奨学金</b>	

児童手当受給者に <b>子ども一人当たり1万円給付</b> ※ 所得制限あり、手続きは必要ありません	役場 福祉課 ☎ 22-7763
対象: 離職・廃業などで住宅を失う恐れのある人 助成率: <b>家賃相当額 (上限あり)</b> 支払期間: 原則 <b>3か月</b> (要件を満たせば最長9か月)	福岡県生活困窮者自立相談支援事務所(田川・嘉穂郡) ☎ 44-8631
<b>一人当たり10万円</b> を世帯主に給付 ※ 世帯主に給付対象分の申請書を送付しています ※ 現在の受付は、役場総務課(金田本庁3階)	役場 総務課 ☎ 22-0555
対象: 大学・短大・高専・専修学校 支給額: <b>月額5,900円~75,800円</b> ※ 家計急変から3か月以内の申込が対象 ※ 学業成績、家計基準など別途要件があります	日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎ 0570-666-301

貸付	生活を立て直したい(主に失業者) <b>総合支援資金</b>
	一時的に <b>資金が必要</b> (主に休業者) <b>緊急小口資金</b>

複数世帯: <b>月20万円以内</b> 単身世帯: <b>月15万円以内</b> 据置期間: <b>1年以内</b> 償還期限: <b>10年以内</b>	福智町社会福祉協議会 ☎ 22-6631 厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」 ☎ 0120-46-1999
<b>10万円以内</b> 、特別に認められた場合 <b>20万円以内</b> 据置期間: <b>1年以内</b> 償還期限: <b>2年以内</b>	

猶予 (のぼす) 減免 (へらす)	<b>納税が困難な人に 税の徴収猶予「特例制度」</b>
	<b>県営住宅の家賃が支払えない</b> <b>県営住宅家賃減免・猶予制度</b>
	<b>国民健康保険の支払いが難しい</b> <b>国民健康保険軽減・猶予措置</b>
家計急変で <b>奨学金が返済できない</b> <b>日本学生支援機構 奨学金返還期限猶予</b>	

納税者・特別徴収義務者: 令和2年2月以降、事業等による収入が前年同期比 <b>20%以上減少</b> <b>住民税・法人町民税・固定資産税等全ての税目対象</b>	町税: 役場 税務課 ☎ 22-7762 ※ 国税・県税は各事務所まで
減免要件: 世帯収入が県の定める基準以下 減免額: <b>家賃の1/4~3/4</b> 家賃猶予: 入居者の事情に応じて対応	県営住宅供給公社 筑豊管理事務所 ☎ 0948-21-3232
軽減: 倒産・解雇・雇止め等、正当な理由の退職者 減免: 感染症の影響により生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った世帯または感染症で生計維持者の収入減少が見込まれ、基準を満たす世帯	役場 住民課 ☎ 22-7761
猶予期間: 1年ごとに申請 通算10年まで 収入条件: <b>直近3か月の給与明細等を元に計算</b> ※ この他にも奨学金減免返済制度もあります。 詳細は機構へお問い合わせください。	日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎ 0570-666-301

# 新型コロナウイルス対策 支援一覧

新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活は大きな影響を受けています。そんな「今」を乗り切る、状況に合わせた支援をご紹介します。掲載した支援の要件・内容は一部です。詳しくはお問い合わせください。

※ 福智町独自の追加支援策は町議会の議決を経て決定します。詳しい内容は次号でお知らせします。